

8 福薬業発第 2 1 7 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る通知について（その 4）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和 8 年 8 月 7 日付け 8 福薬業発第 204 号にてお知らせしたところですが、日本薬剤師会より下記の通知が追加でありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震により被災された方々への医療情報および保険料等の取扱いについて、ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

〔別添 1〕日薬業発第 205 号

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて

〔別添 2〕日薬業発第 206 号

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて

〔別添 3〕日薬業発第 207 号

令和 8 年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 4）

以 上

日 薬 業 発 第 205 号
令 和 8 年 8 月 10 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局保険課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等、公費負担医療の取扱い及びオンライン資格確認等システムについては、令和 8 年 7 月 29 日付日薬業発第 171 号等にてお知らせしたところです。

今般、令和 8 年熊本地震により被災し、一部負担金等の支払いが困難な者について、令和 8 年 11 月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等の支払いを猶予することができる取扱いが示されました。

また、対象となる患者については、マイナ保険証又は資格確認書により住所を確認するとともに、患者の申立ての内容を診療録等に記録しておくことが必要です。さらに、申立ての内容について、後日保険者から患者に対し確認が行われる場合がある旨を患者に周知するよう求められています。

なお、保険医療機関・薬局向け及び患者向けのリーフレットが作成されておりますので、併せてご活用ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び後期高齢者医療主管課(部)並びに都道府県後期高齢者医療広域連合事務局あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれまして、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和8年8月7日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における
一部負担金等の取扱いについて

令和8年熊本地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和8年熊本地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和8年熊本地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和8年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和8年11月末までの診療、調剤及び訪問看護（取扱いの期間は、今後の状況によって延長する可能性がある。）

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、マイナ保険証又は資格確認書により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、マイナ保険証又は資格確認書を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の2の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式（電子レセプト又は紙レセプト）による請求とすること。

(別添)

事 務 連 絡
平成25年 1 月 24 日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

- （２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- （３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとする。

- （４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1（1）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「999999999（9桁）」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1（1）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「999999999（9桁）」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1（2）関連

本事務連絡1（2）において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録すること。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録すること。

4. 事務連絡1（4）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	熊本県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

（一部の健康保険組合については免除を行っている場合があります。）

	健康保険組合名	所在地
1	北海道新聞社健康保険組合	北海道
2	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
3	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
4	青森みちのく銀行健康保険組合	青森県
5	フィデア健康保険組合	山形県
6	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
7	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
8	足利銀行健康保険組合	栃木県
9	アキレス健康保険組合	栃木県
10	栃木県農協健康保険組合	栃木県
11	栃木トヨペットグループ健康保険組合	栃木県
12	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
13	群馬銀行健康保険組合	群馬県
14	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
15	東和銀行健康保険組合	群馬県
16	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
17	サンデン健康保険組合	群馬県
18	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県

19	新電元工業健康保険組合	埼玉県
20	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
21	埼玉機械工業健康保険組合	埼玉県
22	科学技術健康保険組合	埼玉県
23	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
24	埼玉県金属加工健康保険組合	埼玉県
25	西武健康保険組合	埼玉県
26	オリジン健康保険組合	埼玉県
27	日本無線健康保険組合	埼玉県
28	ヤマサ健康保険組合	千葉県
29	千葉銀行健康保険組合	千葉県
30	千葉県農協健康保険組合	千葉県
31	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
32	京葉ガス健康保険組合	千葉県
33	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
34	オリエンタルランド健康保険組合	千葉県
35	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
36	イオン健康保険組合	千葉県
37	宮地健康保険組合	千葉県
38	富士石油健康保険組合	千葉県
39	三井 E&S 健康保険組合	千葉県
40	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
41	バンテック健康保険組合	千葉県
42	マツキヨココカラ&カンパニー健康保険組合	千葉県
43	JNC 健康保険組合	千葉県
44	伊藤忠連合健康保険組合	東京都
45	三菱自動車健康保険組合	東京都

46	王子製紙健康保険組合	東京都
47	フジクラ健康保険組合	東京都
48	日本電気健康保険組合	東京都
49	明電舎健康保険組合	東京都
50	大日本印刷健康保険組合	東京都
51	東京瓦斯健康保険組合	東京都
52	IHI グループ健康保険組合	東京都
53	東京西南私鉄連合健康保険組合	東京都
54	第一三共グループ健康保険組合	東京都
55	横河電機健康保険組合	東京都
56	東武鉄道健康保険組合	東京都
57	レゾナック健康保険組合	東京都
58	安田日本興亜健康保険組合	東京都
59	三菱健康保険組合	東京都
60	みずほ健康保険組合	東京都
61	朝日生命健康保険組合	東京都
62	明治安田生命健康保険組合	東京都
63	日本銀行健康保険組合	東京都
64	資生堂健康保険組合	東京都
65	富国生命健康保険組合	東京都
66	大和証券グループ健康保険組合	東京都
67	三越伊勢丹健康保険組合	東京都
68	プルデンシャル健康保険組合	東京都
69	沖電気工業健康保険組合	東京都
70	三井住友銀行健康保険組合	東京都
71	日油健康保険組合	東京都
72	三菱ケミカル健康保険組合	東京都

73	オリンパス健康保険組合	東京都
74	日本放送協会健康保険組合	東京都
75	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
76	理研健康保険組合	東京都
77	東京港運健康保険組合	東京都
78	東京証券業健康保険組合	東京都
79	三井住友海上健康保険組合	東京都
80	N X グループ健康保険組合	東京都
81	出版健康保険組合	東京都
82	鉄道弘済会健康保険組合	東京都
83	三菱 UFJ 銀行健康保険組合	東京都
84	東京港健康保険組合	東京都
85	駐留軍要員健康保険組合	東京都
86	日本製紙健康保険組合	東京都
87	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
88	アサヒグループ健康保険組合	東京都
89	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
90	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
91	早稲田大学健康保険組合	東京都
92	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
93	電通健康保険組合	東京都
94	明治大学健康保険組合	東京都
95	東京織物健康保険組合	東京都
96	三菱製紙健康保険組合	東京都
97	キリンビール健康保険組合	東京都
98	東ソー関連健康保険組合	東京都
99	農林中央金庫健康保険組合	東京都

100	海空運健康保険組合	東京都
101	東京紙商健康保険組合	東京都
102	東京都食品健康保険組合	東京都
103	電源開発健康保険組合	東京都
104	全国印刷工業健康保険組合	東京都
105	東京ニットファッション健康保険組合	東京都
106	公庫関係健康保険組合	東京都
107	東京都医業健康保険組合	東京都
108	太平洋セメント健康保険組合	東京都
109	三菱重工健康保険組合	東京都
110	キヤノン健康保険組合	東京都
111	立教学院健康保険組合	東京都
112	法政大学健康保険組合	東京都
113	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
114	酒フーズ健康保険組合	東京都
115	東京医科大学健康保険組合	東京都
116	日本航空健康保険組合	東京都
117	東京金属事業健康保険組合	東京都
118	A D E K A 健康保険組合	東京都
119	東京薬業健康保険組合	東京都
120	日本交通健康保険組合	東京都
121	日本製鉄健康保険組合	東京都
122	日本高速道路健康保険組合	東京都
123	管工業健康保険組合	東京都
124	東京都木材産業健康保険組合	東京都
125	ソニー健康保険組合	東京都
126	自動車振興会健康保険組合	東京都

127	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
128	三菱ＵＦＪ信託銀行健康保険組合	東京都
129	東日本電線工業健康保険組合	東京都
130	中外製薬健康保険組合	東京都
131	日清製粉健康保険組合	東京都
132	ニッポン健康保険組合	東京都
133	電設工業健康保険組合	東京都
134	a z b i l グループ健康保険組合	東京都
135	東京都自動車整備健康保険組合	東京都
136	DIC 健康保険組合	東京都
137	ジャノメ健康保険組合	東京都
138	三井物産健康保険組合	東京都
139	飯野健康保険組合	東京都
140	信越化学健康保険組合	東京都
141	東京アパレル健康保険組合	東京都
142	東京文具販売健康保険組合	東京都
143	野村證券健康保険組合	東京都
144	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
145	日本ゼオン健康保険組合	東京都
146	東京貨物運送健康保険組合	東京都
147	三井化学健康保険組合	東京都
148	博報堂健康保険組合	東京都
149	東京都家具健康保険組合	東京都
150	全国硝子業健康保険組合	東京都
151	石油製品販売健康保険組合	東京都
152	東京化粧品健康保険組合	東京都
153	ジブラルタ健康保険組合	東京都

154	澁澤健康保険組合	東京都
155	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
156	横浜ゴム健康保険組合	東京都
157	カーリット健康保険組合	東京都
158	東海カーボン健康保険組合	東京都
159	倉庫業健康保険組合	東京都
160	全日本空輸健康保険組合	東京都
161	三井住友トラストグループ健康保険組合	東京都
162	大沢健康保険組合	東京都
163	全国労働金庫健康保険組合	東京都
164	パッケージ工業健康保険組合	東京都
165	日本製鋼所健康保険組合	東京都
166	太平電業健康保険組合	東京都
167	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
168	東京都電機健康保険組合	東京都
169	大日精化健康保険組合	東京都
170	日本合板健康保険組合	東京都
171	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
172	HOYA 健康保険組合	東京都
173	タムラ製作所健康保険組合	東京都
174	機缶健康保険組合	東京都
175	東京都ニット健康保険組合	東京都
176	東京都報道事業健康保険組合	東京都
177	でんきテクノロジー健康保険組合	東京都
178	ミライト・ワン健康保険組合	東京都
179	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
180	関東百貨店健康保険組合	東京都

181	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
182	NOK 健康保険組合	東京都
183	商船三井健康保険組合	東京都
184	ルックグループ健康保険組合	東京都
185	佐藤工業健康保険組合	東京都
186	東京都鉄二健康保険組合	東京都
187	日本電気計器検定所健康保険組合	東京都
188	東日本プラスチック健康保険組合	東京都
189	東京機器健康保険組合	東京都
190	計機健康保険組合	東京都
191	全国設計事務所健康保険組合	東京都
192	東京広告業健康保険組合	東京都
193	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
194	スタンレー電気健康保険組合	東京都
195	外国運輸金融健康保険組合	東京都
196	ALSOK 健康保険組合	東京都
197	ドッドウェル健康保険組合	東京都
198	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
199	ヤクルト健康保険組合	東京都
200	BIPROGY 健康保険組合	東京都
201	東部ゴム健康保険組合	東京都
202	MBK 連合健康保険組合	東京都
203	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
204	コーセー健康保険組合	東京都
205	日本金型工業健康保険組合	東京都
206	内田洋行健康保険組合	東京都
207	SBI 新生銀行健康保険組合	東京都

208	日本道路健康保険組合	東京都
209	科研製薬健康保険組合	東京都
210	国会議員秘書健康保険組合	東京都
211	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
212	荏原健康保険組合	東京都
213	通信機器産業健康保険組合	東京都
214	産業機械健康保険組合	東京都
215	GWA 健康保険組合	東京都
216	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
217	測量地質健康保険組合	東京都
218	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
219	デパート健康保険組合	東京都
220	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合	東京都
221	持田製薬健康保険組合	東京都
222	小松製作所健康保険組合	東京都
223	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
224	小田急グループ健康保険組合	東京都
225	リクルート健康保険組合	東京都
226	ジャックス健康保険組合	東京都
227	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
228	SCSK 健康保険組合	東京都
229	日本旅行健康保険組合	東京都
230	大塚商会健康保険組合	東京都
231	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
232	やまと健康保険組合	東京都
233	ユニマット健康保険組合	東京都
234	船場健康保険組合	東京都

235	アダストリア健康保険組合	東京都
236	東京不動産業健康保険組合	東京都
237	全国商品取引業健康保険組合	東京都
238	関東ＩＴソフトウェア健康保険組合	東京都
239	川崎汽船健康保険組合	東京都
240	ＴＣＳグループ健康保険組合	東京都
241	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
242	日立健康保険組合	東京都
243	太陽生命健康保険組合	東京都
244	民間放送健康保険組合	東京都
245	シーイーシー健康保険組合	東京都
246	すかいらくグループ健康保険組合	東京都
247	観光産業健康保険組合	東京都
248	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
249	三陽商会健康保険組合	東京都
250	アコム健康保険組合	東京都
251	SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合	東京都
252	大東建託健康保険組合	東京都
253	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
254	きらぼし銀行健康保険組合	東京都
255	KDDI 健康保険組合	東京都
256	日本事務器健康保険組合	東京都
257	N T T 健康保険組合	東京都
258	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
259	ジェイティ健康保険組合	東京都
260	メイテック健康保険組合	東京都
261	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都

262	国際・政策銀健康保険組合	東京都
263	山崎製パン健康保険組合	東京都
264	J F E 健康保険組合	東京都
265	ローソン健康保険組合	東京都
266	双日健康保険組合	東京都
267	丸紅健康保険組合	東京都
268	不動テトラ健康保険組合	東京都
269	マルハン健康保険組合	東京都
270	保土谷化学健康保険組合	東京都
271	味の素健康保険組合	東京都
272	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
273	日本年金機構健康保険組合	東京都
274	アボット健康保険組合	東京都
275	日本コロムビア健康保険組合	東京都
276	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
277	日鉄物産健康保険組合	東京都
278	DM 三井製糖グループ健康保険組合	東京都
279	S U M I グループ健康保険組合	東京都
280	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都
281	G L V 健康保険組合	東京都
282	日本赤十字社健康保険組合	東京都
283	PHC 健康保険組合	東京都
284	アマゾンジャパン健康保険組合	東京都
285	ラディックスグループ健康保険組合	東京都
286	フィリップス・ジャパン健康保険組合	東京都
287	がん研究会健康保険組合	東京都
288	出光興産健康保険組合	東京都

289	ボッシュホームコンフォートジャパン健康保険組合	東京都
290	ベйкаレント健康保険組合	東京都
291	メドトロニック健康保険組合	東京都
292	JERA 健康保険組合	東京都
293	日清食品グループ健康保険組合	東京都
294	国立健康危機管理研究機構健康保険組合	東京都
295	M 3 健康保険組合	東京都
296	日産自動車健康保険組合	神奈川県
297	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
298	富士通健康保険組合	神奈川県
299	SWCC 健康保険組合	神奈川県
300	横浜銀行健康保険組合	神奈川県
301	横浜港運健康保険組合	神奈川県
302	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
303	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
304	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
305	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
306	日新健康保険組合	神奈川県
307	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
308	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
309	アマダ健康保険組合	神奈川県
310	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
311	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
312	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
313	河西工業健康保険組合	神奈川県
314	首都圏デジタル産業健康保険組合	神奈川県
315	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県

316	いすゞ自動車健康保険組合	神奈川県
317	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
318	サクサ健康保険組合	神奈川県
319	ユニプレス健康保険組合	神奈川県
320	ENEOS グループ健康保険組合	神奈川県
321	労働者健康安全機構健康保険組合	神奈川県
322	オカムラグループ健康保険組合	神奈川県
323	JVC ケンウッド健康保険組合	神奈川県
324	コロナ健康保険組合	新潟県
325	YKK健康保険組合	富山県
326	TIS インテックグループ健康保険組合	富山県
327	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
328	北陸情報産業健康保険組合	石川県
329	福井銀行健康保険組合	福井県
330	福井県自動車販売整備健康保険組合	福井県
331	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
332	長野県機械金属健康保険組合	長野県
333	KOA 健康保険組合	長野県
334	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
335	キッセイ健康保険組合	長野県
336	イビデン健康保険組合	岐阜県
337	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
338	岐阜県プラスチック事業健康保険組合	岐阜県
339	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
340	ヤマハ健康保険組合	静岡県
341	スズキ健康保険組合	静岡県
342	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県

343	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合	静岡県
344	矢崎健康保険組合	静岡県
345	河合楽器健康保険組合	静岡県
346	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
347	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
348	報徳同栄健康保険組合	静岡県
349	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
350	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
351	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
352	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
353	製紙工業健康保険組合	静岡県
354	静岡新聞放送健康保険組合	静岡県
355	聖隷健康保険組合	静岡県
356	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
357	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
358	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
359	オークマ健康保険組合	愛知県
360	ナオリ健康保険組合	愛知県
361	興和健康保険組合	愛知県
362	UACJ 健康保険組合	愛知県
363	ブラザー健康保険組合	愛知県
364	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
365	アイシン健康保険組合	愛知県
366	中部電力健康保険組合	愛知県
367	豊島健康保険組合	愛知県
368	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
369	名古屋木材健康保険組合	愛知県

370	豊田合成健康保険組合	愛知県
371	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
372	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
373	フジパングループ健康保険組合	愛知県
374	豊田通商健康保険組合	愛知県
375	愛三工業健康保険組合	愛知県
376	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
377	愛鉄連健康保険組合	愛知県
378	スズケン健康保険組合	愛知県
379	マキタ健康保険組合	愛知県
380	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
381	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
382	リゾートトラスト健康保険組合	愛知県
383	百五銀行健康保険組合	三重県
384	東レ健康保険組合	滋賀県
385	島津製作所健康保険組合	京都府
386	京都銀行健康保険組合	京都府
387	宝グループ健康保険組合	京都府
388	京都自動車健康保険組合	京都府
389	オムロン健康保険組合	京都府
390	京都信用金庫健康保険組合	京都府
391	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
392	京都府農協健康保険組合	京都府
393	S Gホールディングスグループ健康保険組合	京都府
394	堀場製作所健康保険組合	京都府
395	椿本チエイン健康保険組合	京都府
396	クラシエ健康保険組合	大阪府

397	東洋アルミニウム健康保険組合	大阪府
398	パナソニック健康保険組合	大阪府
399	大阪港湾健康保険組合	大阪府
400	住友生命健康保険組合	大阪府
401	住友商事健康保険組合	大阪府
402	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
403	東淀川健康保険組合	大阪府
404	りそな健康保険組合	大阪府
405	カネカ健康保険組合	大阪府
406	関西電力健康保険組合	大阪府
407	サンヨー連合健康保険組合	大阪府
408	大阪読売健康保険組合	大阪府
409	ダイハツ健康保険組合	大阪府
410	大阪織物商健康保険組合	大阪府
411	ヤンマー健康保険組合	大阪府
412	電線工業健康保険組合	大阪府
413	大阪紙商健康保険組合	大阪府
414	シャープ健康保険組合	大阪府
415	セキスイ健康保険組合	大阪府
416	大阪府信用金庫健康保険組合	大阪府
417	サントリー健康保険組合	大阪府
418	大阪薬業健康保険組合	大阪府
419	日本触媒健康保険組合	大阪府
420	大阪自転車健康保険組合	大阪府
421	カナデビア健康保険組合	大阪府
422	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
423	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府

424	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
425	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
426	永大産業健康保険組合	大阪府
427	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
428	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
429	大阪府木材健康保険組合	大阪府
430	大阪府石油健康保険組合	大阪府
431	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
432	バルカー健康保険組合	大阪府
433	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
434	大阪菓子健康保険組合	大阪府
435	大同生命健康保険組合	大阪府
436	大阪装粧健康保険組合	大阪府
437	大阪府建築健康保険組合	大阪府
438	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
439	エクセディ健康保険組合	大阪府
440	山善健康保険組合	大阪府
441	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
442	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
443	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
444	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
445	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
446	ダスキン健康保険組合	大阪府
447	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
448	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
449	グリコ健康保険組合	大阪府
450	大阪府農協健康保険組合	大阪府

451	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
452	デサント健康保険組合	大阪府
453	丸紅連合健康保険組合	大阪府
454	徳洲会健康保険組合	大阪府
455	高島屋健康保険組合	大阪府
456	ペガサス健康保険組合	大阪府
457	住友化学健康保険組合	大阪府
458	P&G グループ健康保険組合	大阪府
459	東和薬品健康保険組合	大阪府
460	i D A 健康保険組合	大阪府
461	日本経営サエラグループ健康保険組合	大阪府
462	ダイワボウHD健康保険組合	大阪府
463	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
464	日本生命健康保険組合	大阪府
465	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
466	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
467	新明和工業健康保険組合	兵庫県
468	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
469	サニーピア健康保険組合	兵庫県
470	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県
471	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
472	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
473	古野電気健康保険組合	兵庫県
474	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
475	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
476	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
477	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県

478	タクマ健康保険組合	兵庫県
479	TOYOTIRE 健康保険組合	兵庫県
480	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
481	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
482	S K 健康保険組合	和歌山県
483	山陰自動車業健康保険組合	島根県
484	倉紡健康保険組合	岡山県
485	中国銀行健康保険組合	岡山県
486	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
487	倉敷中央病院健康保険組合	岡山県
488	マツダ健康保険組合	広島県
489	ソルコム健康保険組合	広島県
490	ウラベ健康保険組合	広島県
491	青山商事健康保険組合	広島県
492	U B E 健康保険組合	山口県
493	大塚製薬健康保険組合	徳島県
494	いよぎんグループ健康保険組合	愛媛県
495	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
496	愛媛銀行健康保険組合	愛媛県
497	井関農機健康保険組合	愛媛県
498	TOTO 健康保険組合	福岡県
499	ふくおかフィナンシャルグループ健康保険組合	福岡県
500	九州電力健康保険組合	福岡県
501	福岡県農協健康保険組合	福岡県
502	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
503	池友会健康保険組合	福岡県
504	肥後銀行健康保険組合	熊本県

505	熊本県自動車販売店健康保険組合	熊本県
506	平田機工健康保険組合	熊本県
507	旭化成健康保険組合	宮崎県
508	センコー健康保険組合	宮崎県
509	沖縄海邦銀行健康保険組合	沖縄県
510	名糖健康保険組合	東京都
511	アビーム健康保険組合	東京都
512	生長会健康保険組合	大阪府
513	佐賀銀行健康保険組合	佐賀県

○ 国民健康保険組合

	国民健康保険組合名	所在地
1	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
2	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県
3	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	東京都
4	全国板金業国民健康保険組合	東京都
5	全国建設工事業	東京都
6	全国建設工事業国民健康保険組合	東京都
7	建設連合国民健康保険組合	愛知県
8	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
9	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
10	大分県歯科医師国民健康保険組合	大分県
11	宮崎県歯科医師国民健康保険組合	宮崎県
12	鹿児島県医師国民健康保険組合	鹿児島県

「令和 8 年熊本地震」で被災された方への 診療の際は下記の点にご留意ください。

(被災地以外の医療機関・薬局も同様です)

1. マイナ保険証等の提示がなくても保険診療ができます

【対象者】

被災により、マイナ保険証又は資格確認書を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方

【医療機関・薬局の対応】

窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④加入している医療保険者（※）

（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

2. 以下に該当する場合、診療等に係る窓口での一部負担 金等の支払いを受け取る必要はありません

【特例の期間】 令和 8 年11月末まで

【対象者】（1）・（2）の両方に該当する患者の方

（1）「令和 8 年熊本地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方で、
次のいずれかの保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の市町村国保
- ② 災害救助法適用市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合

（※）具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページで確認できます。

厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75379.html

「令和 8 年熊本地震」で被災された方々の医療機関等での窓口での支払いは不要です



（2）次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨

【医療機関・薬局の対応】

- ・ 窓口で申し立てがあった場合には、一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません。
- ・ 保険請求（レセプト請求）の際は、一部負担金等の額も含めた全額を請求してください。

「令和8年熊本地震」の被災者の方へ

マイナ保険証等や現金

がなくても医療機関等を受診できます



令和8年8月7日時点

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次のいずれかの保険者に加入されている方

対象保険者(熊本県)

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。また、具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページでもご確認できます。)

↓厚生労働省HP



(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ " の行方が不明である方
- ④ " が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和8年11月末まで**

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

日 薬 業 発 第 206 号

令 和 8 年 8 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 渡邊 大記

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省老健局介護保険計画課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いにつきましては、本日付け日薬業発第205号にてお知らせしたところです。

今般、介護サービスにおいても被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いが示され、利用料の支払いの猶予について、対象者の要件及び猶予期間が示されました。今回の猶予措置の取扱い期間は、令和8年11月末までの介護サービス分とされています。

また、対象となる利用者については、被保険者証等により保険者が対象となる市町村であることを確認するとともに、利用者の申立ての内容を利用者に関する書類に記録しておくことが必要です。なお、被保険者証等を提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載することとされています。

また、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットが作成されておりますので、併せてご活用ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和8年8月7日

関 係 団 体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

標記につきまして、別紙1から3のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和 8 年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人

福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和 7 年 12 月 24 日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の 3 において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項に基づく支援が可能であることをお示ししている。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 8 年 8 月 7 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和8年11月末までの介護サービス分

(取扱いの期間については、今後の状況によって延長する可能性がある。)

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、別途連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村 (令和8年8月7日時点)

1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町

(別紙2)

事 務 連 絡
令和8年8月7日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和8年熊本地震による災害発生に関し、「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年熊本地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供 できます

- 被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証(被保険者証等)を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、
- ・ 氏名、生年月日、住所
 - ・ 負担割合(1割、2割又は3割)
- を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和8年11月末までの介護 サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必 要はありません

- 以下(1)(2)の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。)
- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村 の介 護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害・危機管理」>「令和8年熊本地震について」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

(別紙3)

事 務 連 絡
令和8年8月7日

熊本県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和8年熊本地震による災害発生に関し、「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「令和8年熊本地震」の被災者の方へ

マイナ保険証等や現金

がなくても医療機関等を受診できます



令和8年8月7日時点

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次のいずれかの保険者に加入されている方

対象保険者(熊本県)

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。また、具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページでもご確認できます。)

↓厚生労働省HP



(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③ " の行方が不明である方

④ " が業務を廃止、又は休止された方

⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和8年11月末まで**

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

日 薬 業 発 第 207 号
令 和 8 年 8 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

令和 8 年熊本地震に係る
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 4）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室ほかより
別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情
報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間等については、
令和 8 年 8 月 4 日付け日薬業発第 195 号にてお知らせしたところですが、今般、ア
クティブ化の期間が令和 8 年 8 月 17 日まで延長されました。

また、個別に「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化した医療機関・
薬 局 の 名 称 等 に つ い て は 、 厚 生 労 働 省 ホ ー ム ペ ー ジ
（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#saigaiji ）に順次掲載され
ることです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 10 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 8 年熊本地震に係る
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について(その 4)

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡)にてお示したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められないことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

また、今後、下記に示した地域以外に所在する医療機関等であって、被災者

を多く受け入れる等の事情により「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用を希望する施設から、別添３様式により厚生労働省に申出があった場合、個別に、「緊急時医療情報・資格確認機能」を新たにアクティブ化又は延長していただくよう依頼する場合があります（※）。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

※ 個別に「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化した医療機関・薬局の名称等については、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#saigaiji）に順次掲載いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【熊本県】熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町 ※上記に加え、対象範囲外で個別申請のあった医療機関・薬局
期間	令和８年８月１７日まで

以上

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧する行為
- 三～八 （略）
- 九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 公序良俗に反する行為
- 十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
- 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=1486b84c83a5725093695fa8beaad35e) をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時

医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

別添 3

令和 8 年熊本地震にかかるオンライン資格確認等システム
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に係る申出書

本施設は、令和 8 年熊本地震による被災者の保険資格情報・医療情報を閲覧するため、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化又はその延長を希望します。

1. 医療機関（薬局）コード			
2. 病院・診療所・薬局	(フリガナ)		
	名 称		
	住 所	〒 -	
3. 電話番号			
4. 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を希望する理由			
5. アクティブ化が必要な期間（見込み）			

- ☒ 本施設は、患者に医療を提供する目的以外で、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用しません。
- ☒ 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たっては、医師、歯科医師、薬剤師その他本施設の長によって閲覧権限を付与された者のほか、本施設の管理者が適切と認めた上で医療情報閲覧アカウントを付与した者に限り、患者の医療情報を閲覧します。
- ☒ 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たり、オンライン資格確認等利用規約第 25 条第 1 項各号に掲げる禁止事項に違反した場合、同条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、実施機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会）は、本施設に対して、オンライン資格確認等システムの利用停止や名称公表等の措置をとることができることについて了解しました。

上記のとおり申し出ます。

令和 8 年 月 日

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室宛て

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

開設者名 _____

住 所

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することが可能です。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条 （略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条 （略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤

情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願いいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

(別添)

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=1486b84c83a5725093695fa8beaad35e)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）